

国立大学法人東京外国語大学 コンプライアンス基本規則

〔平成26年 3月27日〕
規則 第34号

改正 平成27年 3月24日規則第31号

平成31年 3月19日規則第28号

令和3年 1月26日規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）におけるコンプライアンスに関し基本となる事項を定め、もって健全で適正な大学運営及び本学の社会的信頼の維持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンスとは、法令、本学の規則等、教育研究固有の倫理その他の規範を遵守することをいう。
- (2) 役職員等とは、本学に所属する役員及び教職員（国立大学法人東京外国語大学職員就業規則第4条に規定する職員を含む。）をいう。
- (3) 規則等とは、規程、要項、細則その他名称の如何を問わず役職員等に適用される定めをいう。
- (4) 部局とは、大学院総合国際学研究院、大学院国際日本学研究院、大学院総合国際学研究科、言語文化学部、国際社会学部、国際日本学部、アジア・アフリカ言語文化研究所及び事務局をいう。
- (5) コンプライアンスに関わる事案（以下「コンプライアンス事案」という。）とは、本学の役職員等に関わる法令又は本学の規則等に違反し、又は違反するおそれのある事実をいう。

(他の規則等との関係)

第3条 この規則の定めにかかわらず、他の規則等においてコンプライアンスに関し、別段の定めがあるときは、当該規則等の定めるところによる。

(役職員等の責務)

第4条 役職員等は、本学が定める理念及び目標を実現するため、それぞれの責任を自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、人権を尊重し、高い倫理観を持って行動しなければならない。

- 2 役職員等は、反社会的勢力からの不当要求に対し、当該要求の理由の如何に関わらず一切、応じないものとする。

(最高管理責任者)

第5条 本学のコンプライアンス推進における最高管理責任者は、学長とする。

- 2 最高管理責任者は、コンプライアンスの推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）

を策定し周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講ずるものとする。
(統括管理責任者)

第6条 本学に、最高管理責任者を補佐し、コンプライアンス推進に関する業務を統括させるため、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、コンプライアンスの推進に関する施策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告するものとする。

3 統括管理責任者は、学長が指名する理事をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 部局に、当該部局に係るコンプライアンスの推進に関し指揮監督等を行うため、コンプライアンス推進責任者(以下「推進責任者」という。)を置く。

2 推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、当該部局における施策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告するものとする。

3 推進責任者は、部局の長をもって充てる。

(役員会の役割)

第8条 コンプライアンスの推進に関する重要事項は、役員会の議を経て学長が決定する。

2 コンプライアンスに係る対応状況を把握するため、年に一回、統括管理責任者は、最高管理責任者に対応状況を報告するものとする。

ただし、コンプライアンスに関わる事態が発生した場合は、その都度対応状況を報告するものとする。

(専門委員会)

第9条 コンプライアンスに関する専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、役員会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会について必要な事項は、別に定める。

(教育及び研修)

第10条 統括管理責任者は、コンプライアンス事案を防止する観点から、教職員及び学生その他の本学の構成員に対し、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を増進するために必要な教育及び研修に関する全学的な体制を確立するよう努めなければならない。

2 統括管理責任者は、前項の職責を遂行するため、コンプライアンスに係る教育及び研修の状況を把握し、推進責任者等に対し必要な指示その他の措置をとるものとする。

(組織の連携等)

第11条 統括管理責任者は、コンプライアンス事案が発生していることを把握した場合は、直ちに役員会及び監事に報告することとする。

2 学長は、全学又は特定部局等のコンプライアンス事案に係る内部監査を実施する場合は、専門委員会または内部監査室に当該業務を委嘱することができる。

(内部通報)

第12条 教職員等は、法令違反行為等を知り得たときは、国立大学法人東京外国語大学内部通報に関する細則の定めるところにより通報を行うことができる。

(事務)

第13条 この規則に関する事務は、関係部署の協力を得て、総務企画課において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、コンプライアンスの推進等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年2月1日から施行する。